

大府市民のためのエンディングノート

さくらノート

～毎年満開の花を咲かせましょう～

氏 名

管理者



 大府市

目 次

～はじめに～	1
市長メッセージ・さくらノートの使用にあたって	1
さくらMIRAIサポート	2
第1章 わたしのこと	
・プロフィール、各種証明書	4
・わたしの好きなもの・好きなこと	5
・わたしの歩んできたみち	6
・これからのわたし	7
・わたしの家族・友人などの連絡先	8
第2章 もしものときに	
・判断能力が低下したら（大府市成年後見センター紹介）	9
・わたしの財産	10
・わたしの財産（不動産・住まいのエンディング）	14
・わたしの財産（デジタル財産）	16
・わたしのペット・ペット後見について	17
・認知症不安ゼ口のまち、介護が必要なときは	18
・わたしの健康	19
・病気になったとき	20
・葬儀について	22
・お墓について・おくやみ窓口	23
・相続について	24
・贈りたいもの・渡したいもの、遺贈寄附	26
・遺産寄付プログラム（ユニセフ）	27
・遺言書について、自筆証書遺言書保管制度	28
～大切なひとへのメッセージ～	29
～問い合わせ先一覧～	裏表紙

はじめに

令和4年度に「さくらノート」を発行して以来、終活への関心の高まりやデジタル技術の進展など、私たちの暮らしは大きく変化しています。こうした時代の変化を踏まえ、このたび第一版の思いを大切に受け継ぎながら、「さくら MIRAI サポート」の取組や、デジタル終活、住まいの終活など、新たな内容を加え、より活用しやすい一冊へとリニューアルしました。

この「さくらノート」は、もしものときに備えるだけでなく、ご自身のこれまでの人生を振り返り、これからの暮らしや大切な人への思いを書き留めるための一冊です。

あなたが歩んできた人生の軌跡や、大切にしてきた思いは、かけがえのない財産です。大府市の木である「さくら」が、美しく咲き誇り、次の季節へと息吹をつないでいくように、この「さくらノート」に記されたあなたの思いも、大切な人へ、そして未来へと受け継がれていくことでしょう。

この一冊が、あなたらしい人生を支え、ご家族や大切な人と思いを伝え合うきっかけとなることを心より願っています。

令和8年8月

大府市長 岡村秀人

さくらノートの使用にあたって

このノートは、ご自身の思いや大切なことを、これからのために少しずつ書き留めていただくものです。

① 少しずつ書いてみましょう

このノートは、すべてを一度に書く必要はありません。

まずは、ご自身が「大切な」と感じる項目から、気軽に書き始めてみましょう。

各ページの「優先度☆☆☆」を目安に進めていただくのもおすすめです。

② 法的な効力はありません

このノートは、ご自身の思いや希望を整理し、ご家族などに伝えるためのものです。財産の相続や大切な意思を確実に残したい場合は、遺言書の作成もご検討ください。

③ 保管にはご注意ください

このノートには、個人情報や大切な内容が含まれます。

保管場所には十分ご注意ください、必要に応じて信頼できる方へ保管場所をお伝えください。また、あなたの知らない人（警察官、弁護士など）から聞き取りがあっても、対応してはいけません。また、市の職員が記載内容について聞き取りを行うことはありません。

「さくらMIRAIサポート」

「さくらMIRAIサポート」は、将来への備えを支援する大府市の終活支援事業です。一人ひとりの思いを大切に、自分らしい暮らしを続けられるようサポートします。

「さくらMIRAIサポート」の内容

 さくらノート	市独自のエンディングノートです。
 わたしのさくら登録	さくらノートに記載した内容の一部をデータで市に登録するサービスです。
 さくらplus	「わたしのさくら登録」の葬儀の項目に葬祭執行者を登録したり、葬祭事業者等を紹介したりするサービスです。

「わたしのさくら登録」の流れ（イメージ）



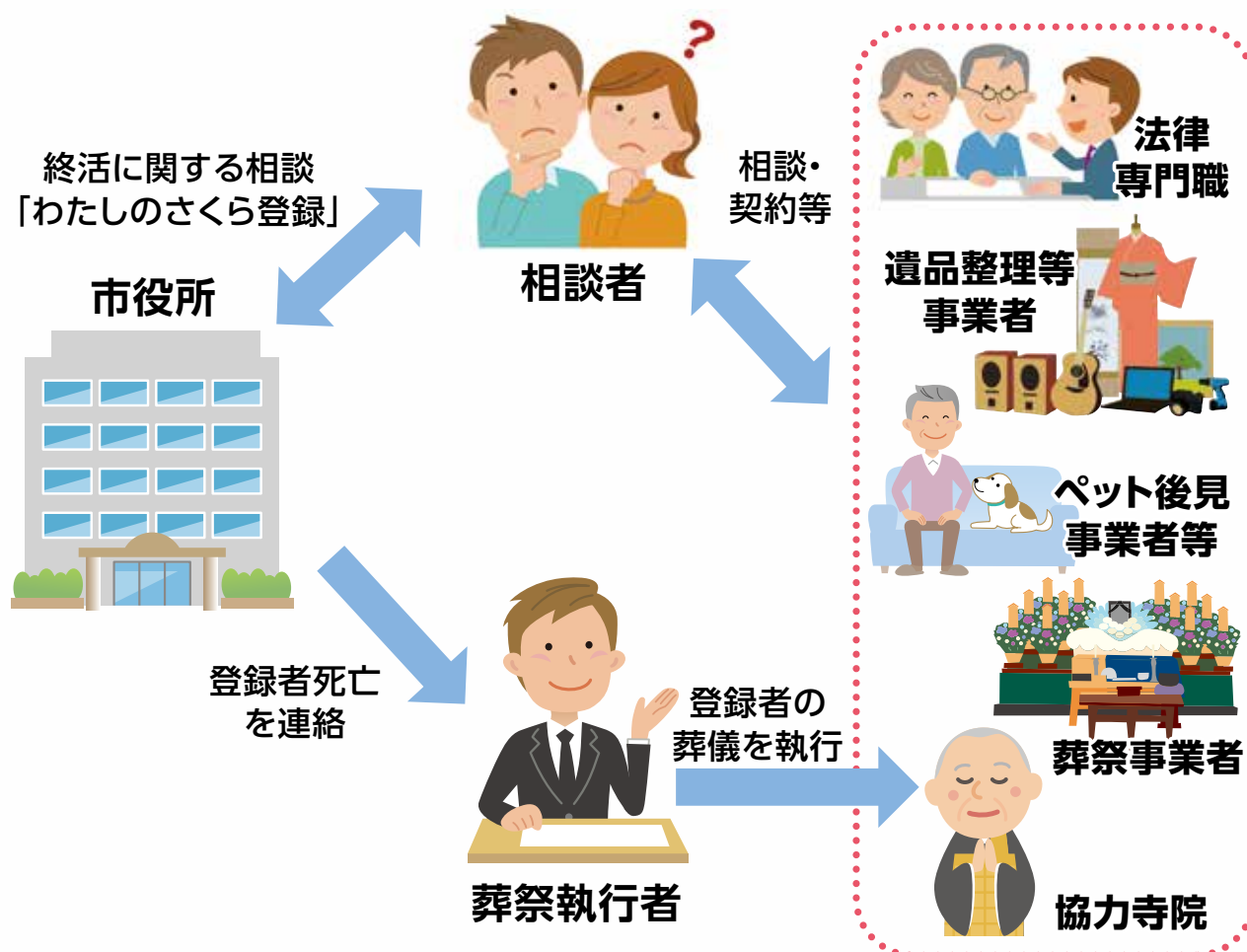
※年1回程度、更新内容等の確認を行います。

登録できる内容

さくらノートの保管場所、緊急連絡先、預貯金・保険情報、かかりつけ医、人生の最終段階の医療、献体・臓器提供、遺言書、葬儀、お墓

※希望の項目のみ登録できます

「さくらplus」の流れ（イメージ）



「わたしのさくら登録」「さくらplus」のご利用案内

◆利用方法

「わたしのさくら登録」または「さくらplus」を利用される方は、次のものをご持参のうえ、大府市役所へお越しください。

◆持ち物

- ①本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ②記入済みの「さくらノート」

◆申請窓口

大府市役所福祉まると相談課1階7番窓口

【問い合わせ先】 福祉まると相談課
TEL：0562-45-6219
FAX：0562-47-3150



第1章 わたしのこと

優先度

★☆☆

記入日: 年 月 日

プロフィール

氏名	ふりがな		
生年月日	年 月 日	血液型	型 RH + ・ -
現住所	〒474- 愛知県大府市		
本籍地	都・道 府・県	市・区 郡	
電話 (FAX)	- -	携帯	- -
メールアドレス	パソコン	@	
	携帯電話	@	

各種証明書

マイナンバーカード	☐ あり ☐ なし	保管場所など
運転免許証	☐ あり ☐ なし	☐ マイナンバーカードに紐づけている
健康保険資格 確認証 (健康保険証)	保険者名: 記号番号:	☐ マイナンバーカードに紐づけている
年金手帳または 基礎年金番号 通知書	番号	
年金証書	番号	
介護保険 被保険者証	番号	
障がい者手帳 など	☐ あり (☐ 身体 ☐ 療育 ☐ 精神 ☐ 難病) ☐ なし	
印鑑登録カード	☐ あり ☐ なし	

わたしの好きなもの・好きなこと

好きな食べ物			
アレルギーで 食べられないもの			
座右の銘			
得意なこと			
好きな色		好きな花	
好きな本			
好きな映画			
好きな音楽			
もう一度行って みたいところ			
宝物 コレクション			
好きな (もの・こと)			
大切にしている (もの・こと)			



※その他、今のあなたが楽しみにしていることなど、自由に書いてください。

わたしの歩んできたみち

生まれたとき(名前の由来など)



子どものとき

学歴



職歴

その他(結婚・子育てなど)



これまで住んだ場所・家

大切な思い出



◆ これからのわたし

人生の目標



① やりたいこと

いつまでに

② やりたいこと

いつまでに

③ やりたいこと

いつまでに



◆ 仲間づくり・生きがいづくり

◆ ゴールデンクラブおおぶ（老人クラブ）

ゴールデンクラブおおぶは「健康・友愛・奉仕・交通安全」をモットーに、生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりに取り組み、楽しく活動しています。ぜひご加入ください。

【問い合わせ先】 大府市社会福祉協議会 ☎0562-48-1805

◆ ボランティア

大府市民活動ボランティアセンターでは、あなたに合ったボランティア活動を見つけるお手伝いをします。趣味や特技を活かしたり、自分に合った活動を見つけて、あなたらしいボランティア活動を始めましょう。

【問い合わせ先】 大府市民活動ボランティアセンター（コラビア） ☎0562-44-8500

◆ 常設・全世代型・ふれあいサロン

大府市には、身近な地域で気軽に集い、交流することを目的に各種サロンが開設されています。あなたもサロンに参加して、「生きがいづくり・健康づくり・仲間づくり」をしてみませんか。

【問い合わせ先】 地域福祉課 ☎0562-45-6228



わたしの家族・友人などの連絡先

※もしものとき(訃報・入院など)に連絡してほしい人には☑を付けてください。

氏 名 ふりがな	関係	住所・電話番号	連絡
		〒 — 電話 — — 携帯 — —	☐
		〒 — 電話 — — 携帯 — —	☐
		〒 — 電話 — — 携帯 — —	☐
		〒 — 電話 — — 携帯 — —	☐
		〒 — 電話 — — 携帯 — —	☐
		〒 — 電話 — — 携帯 — —	☐
		〒 — 電話 — — 携帯 — —	☐
		〒 — 電話 — — 携帯 — —	☐

判断能力が低下したら

財産管理などをお願いしたい人(チェック☑を付けてください。)

☐配偶者 ☐子ども・親族(氏名:)

☐任意後見契約を結んでいる

氏名: 続柄: 連絡先: ☎ — —

☐成年後見制度を利用したい



成年後見制度とは

- 認知症や、知的障がい・精神障がいにより、判断能力が十分でない方を保護するための制度です。
- 「任意後見制度」と「法定後見制度」があります。

◆任意後見制度(後見人は自分で選びます。)

判断能力が十分なうちに、自分が選んだ代理人(任意後見人)に、支援してほしいこと(療養看護、財産管理など)について契約で決め、公証人の作成する公正証書で残しておく制度です。

◆法定後見制度(後見人などは裁判所が決めます。)

家庭裁判所が選んだ後見人などが、代行して契約などの法律行為をするものです。申立てができる人は、本人・配偶者・四親等内の親族、市区町村長(身寄りがない場合など)です。

大府市成年後見センターについて

- ◆ 成年後見制度に関する相談・利用支援を行う窓口です。将来への備えや制度の利用について、お気軽にご相談ください。

■大府市成年後見センターのご案内

〒474-8701大府市中央町五丁目70番地

(大府市役所1階福祉まると相談課内)

TEL: 0562-38-5338

FAX: 0562-47-3150



わたしの財産

※重要な情報です。記入した場合は、取り扱いにご注意ください。

★ 預貯金 (ネットバンキングも含みます。)

金融機関	支店	内 容
		種類： ☐ 普通 ☐ 定期 ☐ その他 □座番号： □座名義： 通帳保管場所： ネットバンキングID： // パスワード：
		種類： ☐ 普通 ☐ 定期 ☐ その他 □座番号： □座名義： 通帳保管場所： ネットバンキングID： // パスワード：
		種類： ☐ 普通 ☐ 定期 ☐ その他 □座番号： □座名義： 通帳保管場所： ネットバンキングID： // パスワード：
		種類： ☐ 普通 ☐ 定期 ☐ その他 □座番号： □座名義： 通帳保管場所： ネットバンキングID： // パスワード：

※重要な情報です。記入した場合は、取り扱いにご注意ください。

🌸 クレジットカード (□カードは持っていない。)

カード会社	内 容
	カード番号： 備考 (使途など)：
	カード番号： 備考 (使途など)：
	カード番号： 備考 (使途など)：
	カード番号： 備考 (使途など)：

🌸 有価証券 (□あり □なし)

金融機関名	支店	口座番号	銘柄	数量

🌸 公的年金

基礎年金番号	種類	振込先金融機関	備考

※重要な情報です。記入した場合は、取り扱いにご注意ください。

🌸 保険 (生命・年金・傷害・火災保険など (インターネット申込みも含みます。))

保険会社	種類	内 容
		証券番号: 契約者: 受取人: 連絡先: ☎ — —
		証券番号: 契約者: 受取人: 連絡先: ☎ — —
		証券番号: 契約者: 受取人: 連絡先: ☎ — —
		証券番号: 契約者: 受取人: 連絡先: ☎ — —

🌸 貸金庫の利用 (☐あり ☐なし)

金融機関	利用内容

🌸 貸付け (☐あり ☐なし)

い つ	何を (お金・ものなど)	内 容
年 月 日	もの: 金額: 円	誰に: 証書: ☐ あり ☐ なし
年 月 日	もの: 金額: 円	誰に: 証書: ☐ あり ☐ なし

記入日: 年 月 日

※重要な情報です。記入した場合は、取り扱いにご注意ください。



貴金属など



品物	保管場所

負債（借入金・ローンなど）（☐あり ☐なし）

借入先	種類	振込先金融機関	残金



その他の支出（定期的な支出を書いてください。）

内容	支払方法	支払先	口座振替金融機関	連絡先
電気				
ガス				
水道				
固定電話				
携帯電話				
家賃				
新聞				

わたしの財産（不動産・住まいのエンディング）

住まいをお持ちの皆さまへ

もしものときに備えて、わが家の将来のことも考えてみませんか

急な入院や施設入所など、ご自身が万一のときに、わが家をどうするか決めていますか

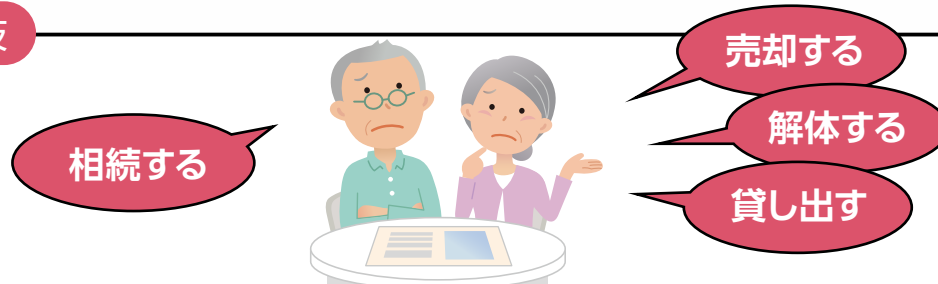
決めていないとこんな心配があります



→ご家族の負担が大きくなったり、ご近所の方にご心配をおかけしてしまうことがあります

ご自身のこれからとあわせて、わが家の将来をご家族や大切な方に伝えたり、あらかじめ行動することが重要です

主な選択肢



→どのようにしたいか、あらかじめ整理しておくことが大切です

所有不動産の記録

種類	地目	内容	どうしてほしいか
☐ 土地 ☐ 家屋		所在地: 所有者: 持ち分: ☐ 単独 ☐ 共有 抵当権等: ☐ あり ☐ なし	☐ 解体、売却など 自由にしてよい ☐ 貸すのは構わない ☐ その他()
☐ 土地 ☐ 家屋		所在地: 所有者: 持ち分: ☐ 単独 ☐ 共有 抵当権等: ☐ あり ☐ なし	☐ 解体、売却など 自由にしてよい ☐ 貸すのは構わない ☐ その他()
☐ 土地 ☐ 家屋		所在地: 所有者: 持ち分: ☐ 単独 ☐ 共有 抵当権等: ☐ あり ☐ なし	☐ 解体、売却など 自由にしてよい ☐ 貸すのは構わない ☐ その他()

相談先

市は、空き家対策に関する専門団体と連携しています。
ご相談内容に応じて適切な相談先をご案内します。

相談内容	相談先
相続など権利関係について	司法書士会・弁護士会
売却や貸し出しについて	宅地建物取引業協会
解体について	解体に関するサポート事業者
見回り・除草・剪定について	シルバー人材センター
どこに相談すれば…？	都市政策課



まずは都市政策課にご相談ください。



日々の生活でできること

- ・家財道具などの整理
- ・重要書類の整理（権利証や登記関係書類、固定資産税の通知書、保険証書、通帳・年金関係書類など）
- ・住まいの状況確認

（参考）将来に備えて知っておきたいこと



将来、ご自身やご家族が住まなくなった住まいは、大切な財産として、その後も適切な管理を続けることが大切です。
管理が行き届かない状態が続くと、法律（空家法）に基づき、市から改善に向けた対応をお願いすることがあります。
また、その状況によっては、固定資産税の軽減措置が受けられなくなり、固定資産税の負担が増えるなど、ご自身やご家族の思わぬ負担につながる場合がありますので、適切な管理を心がけましょう。

大切な住まいについて、家族で
少しずつ話し合い、わが家の将来を
形に残しておきましょう。



わたしの財産 (デジタル財産)

デジタル機器 (スマートフォン・パソコン・タブレットなど)

種類	ID/パスワード	判断
スマートフォン		☐ 内容を見ないで処分 ☐ 内容を確認後に処分 ☐ その他 ()
		☐ 内容を見ないで処分 ☐ 内容を確認後に処分 ☐ その他 ()
		☐ 内容を見ないで処分 ☐ 内容を確認後に処分 ☐ その他 ()

メール

メールアドレス	ID	パスワード

SNS

種類	ID/パスワード	判断
		☐ 訃報連絡を掲載 ☐ アカウントの削除 ☐ その他 ()
		☐ 訃報連絡を掲載 ☐ アカウントの削除 ☐ その他 ()
		☐ 訃報連絡を掲載 ☐ アカウントの削除 ☐ その他 ()

動画配信サービス

種類	ID	パスワード

わたしのペット・ペット後見について

☐ ペットを飼っている ☐ ペットを飼っていない



名前	種類	年齢	かかりつけ獣医	飼育上の注意

※ペットは飼い主が最後まで責任を持って飼いましょう。もしものときに備え、世話をしてくれる方を決めておくことが大切です。

世話をしてくれる人

(氏名:) (連絡先: ☎ — —)

理由:



ペットも大切な家族だから～ペット後見という備え～

犬や猫などのペットは、私たちにとって大切な家族です。しかし、病気や入院、施設への入所、万が一のことがあったとき、ペットのお世話を続けられなくなることがあります。

「ペット後見」とは、そのような事態に備え、あらかじめペットの引き取り先や飼育方法を決めておく仕組みです。元気なうちから準備しておくことで、大切なペットが安心して暮らし続けられる環境につながります。

大府市では、認定NPO法人「人と動物の共生センター」と「ペット後見に関する連携協定」を締結し、飼い主が万が一ペットを飼えなくなった場合に備えられるよう、ペット後見に関する相談先をご案内しています。

大切な家族であるペットが安心して暮らし続けられるよう、元気なうちから準備を始めてみませんか。



認知症不安ゼロのまち

大府市は、「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」を全国で初めて制定。認知症不安ゼロのまちを目指しています。

◆大府もの忘れ検診

認知症の早期発見・早期対応のため、自己負担なしで認知症のスクリーニング検査を受診できます。認知機能の低下が認められないと判断された場合は、75歳以上の運転免許証更新時等の認知機能検査を免除する手続きができます。

対象：市内在住の65歳以上の方、認知症と診断されていない方

◆事前情報登録制度

行方不明になるおそれのある方の情報を事前に登録し、日ごろの見守り、行方不明発生時の早期発見・保護に活用します。

対象：認知症または認知症の疑いのある方で、行方不明になる可能性がある方

◆認知症ヘルプマーク

事前情報登録制度に登録された方には、認知症の方が街を1人で歩いているときや困っているときに、見守りや援助を受けやすくなるよう、認知症の方を対象とした「認知症ヘルプマーク」を配布しています。



◆行方不明になった場合

見守りネットワーク・安心安全メルマガ登録者へのメール配信、関係機関・事業所へのFAX、自治区などに捜索協力をお願いしています。

◆認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

市が加入し、認知症の方が第三者の身体や財物に損害を与えた場合に補償します。

◆交流の場づくり

認知症の方、家族の交流の場として、認知症カフェ、介護家族交流会、コスモスクラブ（認知症の方ご本人のつどい）を行っています。



【問い合わせ先】高齢障がい支援課 ☎0562-45-6289

介護が必要なときは

誰に介護をしてほしいですか(チェック☑を付けてください。)

☐配偶者 ☐子ども・親族(氏名:)

☐介護保険事業者(ヘルパーなど) ☐家族の判断に任せる

※チェックの理由()

❁ どこで介護を受けたいですか(チェック☑を付けてください。)

- ☐可能な限り自宅で ☐子ども・親族宅で(氏名:)
- ☐病院・施設で(利用したい施設:)
- ※チェックの理由()

❁ 介護の費用について(チェック☑を付けてください。)

- ☐預貯金・年金などで ☐家族・親族の判断に任せる
- ☐民間の保険に加入 保険会社:
- 保険名:

❁ わたしの健康

❁ 今までにかかった病気



年 月	病 名	医療機関
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		

❁ 処方薬(お薬手帳: ☐持っている ☐持っていない)

(お薬手帳の保管場所:)

薬の名前	目的	処方された薬局(連絡先)

かかりつけ医

医療機関	診療科・主治医	住所・連絡先	病名
		☎ — —	
		☎ — —	
		☎ — —	
		☎ — —	

ご自身の歯について(チェック☑を付けてください。)

義歯 (☐あり ☐なし) インプラント (☐あり ☐なし)

定期健診 (☐あり (月 に一度) ☐なし)

かかりつけ歯科医名: ☎ — —

 医師、歯科医師、薬剤師の往診は、大府市公式ウェブサイトの「在宅医療実施機関の公表(医科、歯科、調剤薬局)」のページでご確認ください。

病気になったとき



ACP (アドバンス・ケア・プランニング)

ACP (アドバンス・ケア・プランニング) とは、これからの人生をどのように生活し、どのような医療や介護を受けて最期を迎えるか、ご自身の考えをご家族や身近な人、医療・介護の担当者とあらかじめ話し合っておくことです。ACPIは「人生会議」という愛称で呼ばれています。

※ご自身の環境や体調の変化により、気持ちは変わってきます。ご家族や医療・ケアの専門職と繰り返し話し合いを行い、記録を残していくことが大切です。



わたしが判断できなくなったときに決めてほしい人

	氏 名	続 柄	連絡先	事前了承
第1希望			☎ — —	☐あり ☐なし
第2希望			☎ — —	☐あり ☐なし

🌸 告知について (チェック☑を付けてください。)

☐ 病名・余命を告知してほしい ☐ 病名のみ告知してほしい

☐ 家族などに決めてほしい ☐ 告知してほしくない

☐ その他 ()

※チェックの理由 ()

🌸 延命措置について (チェック☑を付けてください。)

☐ できる限り延命措置を受けたい ☐ 延命措置は受けたくない

☐ 助かる見込みがない場合には、延命措置を希望しない

☐ 痛みのケア (緩和ケア) は受けたい ☐ その他

※チェックの理由 ()

	心肺蘇生	気管挿管・人工呼吸器	経管栄養 (経鼻栄養・胃ろう)	点滴 (栄養・水分補給)	透析治療
希望する	☐	☐	☐	☐	☐
希望しない	☐	☐	☐	☐	☐
わからない	☐	☐	☐	☐	☐

※チェックの理由 ()

🌸 人生の最終段階の医療について (チェック☑を付けてください。)

☐ 自宅で過ごしたい ☐ 病院で看護を受けたい

☐ ホスピスで過ごしたい ☐ その他 ()

※チェックの理由 ()

🌸 献体・臓器提供について (チェック☑を付けてください。)

献 体: ☐ 未登録 ☐ 登録済 (登録先:) ☐ 希望しない

臓器提供: ☐ 未登録 ☐ 登録済 (登録先:) ☐ 希望しない

角膜提供: ☐ 未登録 ☐ 登録済 (登録先:) ☐ 希望しない

※提供臓器の詳細は、臓器提供意思表示カード・シールをご利用ください。

このページは、ご自身の今後のことを考えるきっかけとして、ご家族や身近な人と話し合いながら、記入してください。

このページの項目は、ご自身の希望や意思を明らかにするものです。法的な効力はありません。

葬儀について

葬儀の場所について (チェック☑を付けてください。)

- ☐ 自宅で ☐ 家族・親族に任せる
☐ 菩提寺、特定の寺社・教会・会場などで

名称:

連絡先: ☎

— —

住所:

葬儀の規模について (チェック☑を付けてください。)

- ☐ しなくていい。行う場合は質素に ☐ 家族・親族で(家族葬)
☐ 一般的な規模で ☐ できるだけ盛大に ☐ 家族・親族に任せる

葬儀の依頼先について (チェック☑を付けてください。)

- ☐ 生前予約している 業者名:
☐ 会員になっている 業者名:
☐ 希望業者がある 業者名:
☐ 家族・親族に任せる

葬儀の費用について (チェック☑を付けてください。)

- ☐ 年金や預貯金を充ててほしい ☐ 保険金などを充ててほしい
☐ 用意している(保管場所:)
☐ 家族・親族に任せる

喪主・施主について (チェック☑を付けてください。)

- ☐ 決めている (氏名:) ☐ 家族・親族に任せる

香料・供物について

- ☐ いただく ☐ 辞退する ☐ 家族・親族に任せる

戒名について

- ☐ ある () ☐ 入れてほしい文字がある () ☐ ない

遺影・棺に入れてほしいもの (チェック☑を付けてください。)

- 遺影: ☐ ある (保管場所:) ☐ ない
棺に入れてほしいもの: ☐ ある () ☐ ない

お墓について

希望するお墓について(チェック☑を付けてください。)

☐先祖代々のお墓

寺院または霊園名:

連絡先: ☎

— —

住所:

☐用意したお墓

寺院または霊園名:

連絡先: ☎

— —

住所:

☐合祀の永代供養(希望場所:)☐樹木葬(希望場所:)☐海洋葬(希望場所:)☐その他(具体的に)

亡くなられた後の手続き(おくやみ窓口(予約制))

「おくやみ窓口」では、死亡届後の市役所の各窓口で必要な手続き(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度、市県民税の手続きなど)を一か所でご案内します。また、市役所以外に必要な手続きも合わせてご案内します。

※内容によっては、専門の窓口をご案内する場合があります。

※必要な手続きは、死亡届を提出された際にお渡しする「おくやみ手続便覧」をご覧ください。

おくやみ窓口
(福祉まると相談課)

◆利用予約(予約制です。)

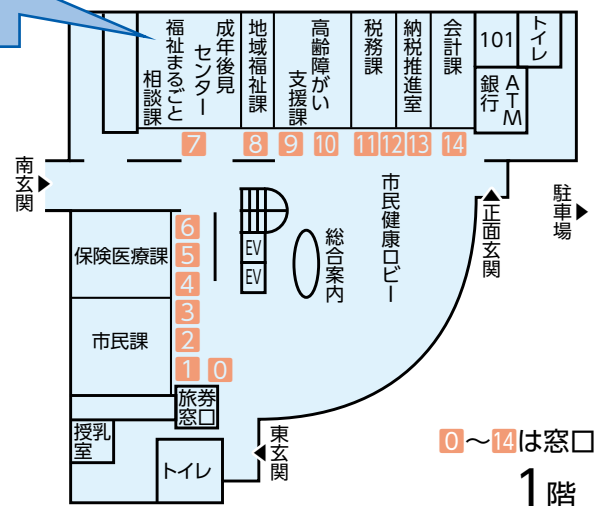
受付電話: 0562-45-6219

(福祉まると相談課)

予約受付時間: 平日午前9時00分から

午後5時00分まで

※水曜日は、午後7時30分まで



相続について

相続の基礎知識

① 相続とは？

相続とは、亡くなった人（被相続人）の財産や権利・義務を、家族などの相続人が引き継ぐことをいいます。相続財産には、預貯金や不動産だけでなく、株式、自動車、借金なども含まれます。

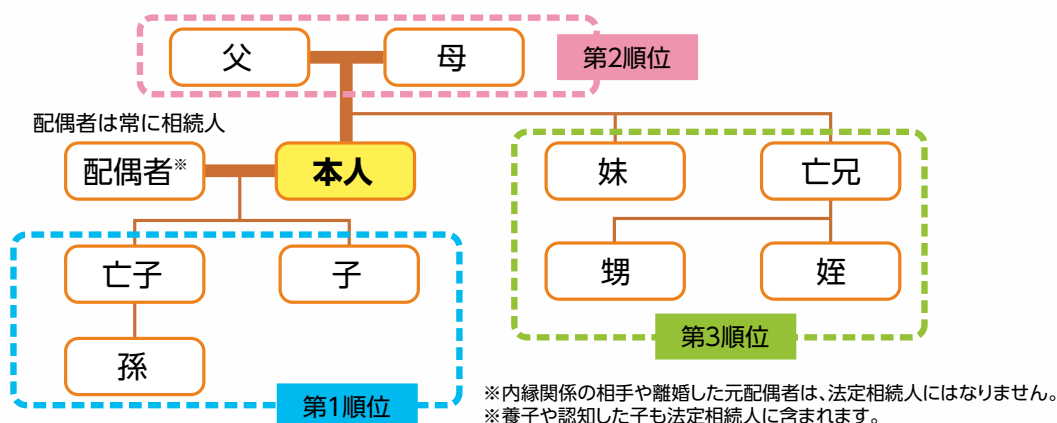


② 相続の進め方

相続には、「遺言による相続」と「遺産分割協議による相続」があります。遺言書がある場合は、原則としてその内容に従います。遺言書がない場合は、相続人全員で遺産の分け方を話し合い、全員の合意で決めます。

③ 法定相続人

法律で定められた相続人を「法定相続人」といいます。



④ 法定相続分

法律では、相続する割合の目安として「法定相続分」が定められています。配偶者がいる場合の相続割合は、下の図のとおりです。

	法定相続分		遺留分	
配偶者と子	配偶者	1/2	配偶者	1/4
	子	1/2	子	1/4
配偶者と父母	配偶者	2/3	配偶者	1/3
	父母	1/3	父母	1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者	3/4	配偶者	1/2
	兄弟姉妹	1/4	兄弟姉妹	なし

遺留分とは、一定の相続人に確定されている相続分です

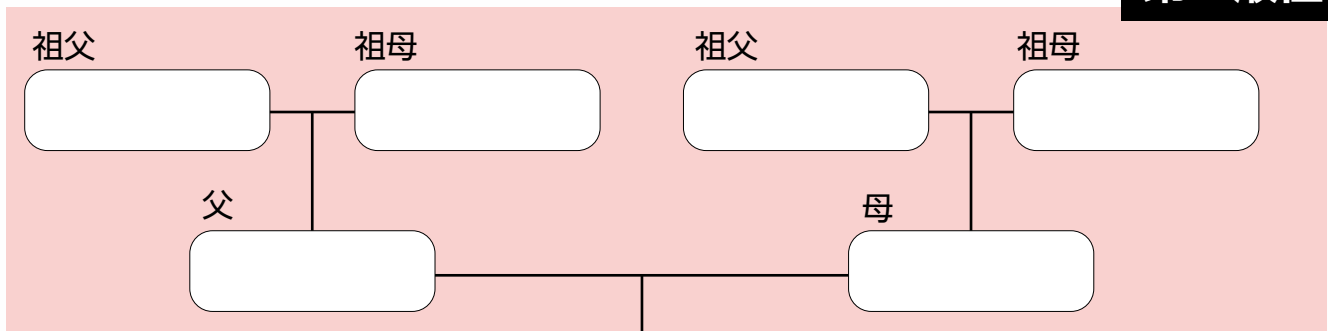
※同じ順位の相続人が複数いる場合は、原則として均等に分けます。

⑤ 注意しておきたいこと

- ・相続放棄は、原則として相続開始を知った日から3か月以内に手続きが必要です。
- ・日頃から家族で話し合い、必要に応じて遺言書を作成しておきましょう。
- ・困ったときは、専門家（弁護士、司法書士、行政書士など）に早めに相談しましょう。

我が家の家系図

第2順位



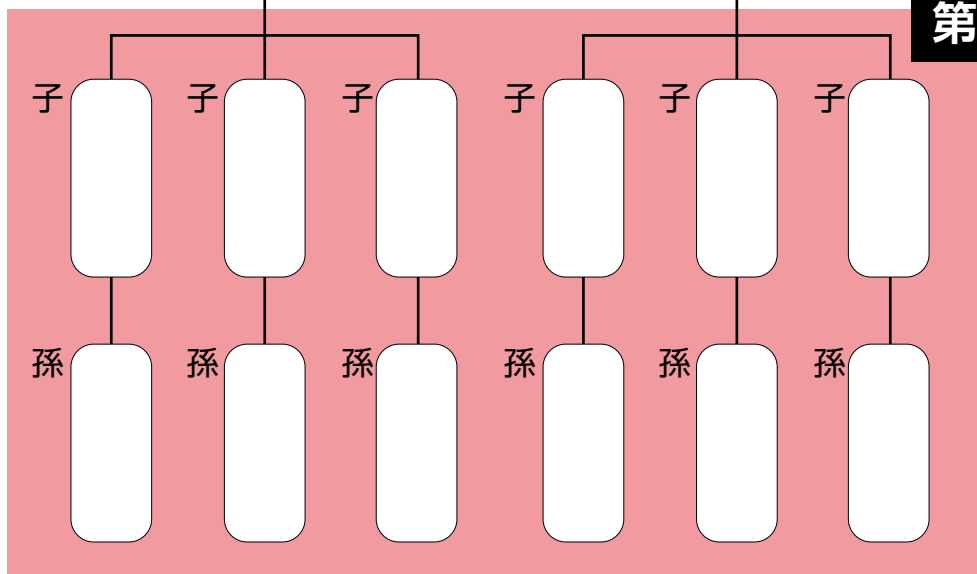
配偶者※

わたし

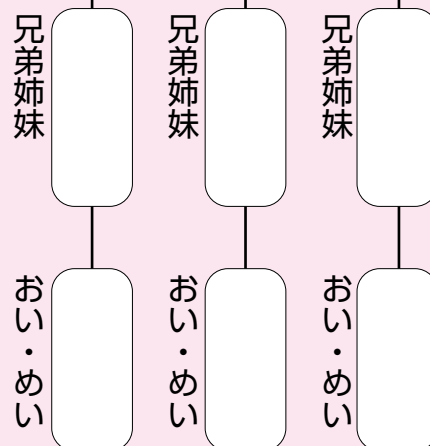
元配偶者

※配偶者は常に相続人。

第1順位



第3順位



第1順位の人がすべて死亡しているなど、誰もいない場合は第2順位の人が、第2順位の人が誰もいない場合は第3順位の人がそれぞれ相続人になります

贈りたいもの・渡したいもの



贈るもの	保管場所	贈る人（連絡先）	関係	理由
		☎ — —		
		☎ — —		
		☎ — —		
		☎ — —		
		☎ — —		

遺贈寄附

ご自身がお亡くなりになった後に、財産の一部を活用して社会や地域に貢献をされたいとお考えの方に対して、大府市では遺言による寄附（遺贈）をお受けしています。

また、皆さまの大切な思いを確実に遺すためのお手伝いとして、市と協定を締結した金融機関が、専門的な知見を活かして大府市への遺贈のための遺言作成の無料相談に応じます。

1 協定金融機関

株式会社大垣共立銀行、株式会社名古屋銀行

2 協定金融機関に相談いただける内容

大府市へ遺贈するための遺言作成相談

3 紹介までの流れ

- (1) 「協定金融機関紹介依頼書兼同意書（以下「紹介依頼書」といいます。）」を大府市に提出します。
- (2) 大府市は、指定金融機関に紹介依頼書を紹介します。
- (3) 指定金融機関担当者から、相談希望者に連絡し、原則面談で相談を行います。（相談は無料）

4 その他

株式会社三菱UFJ銀行と「相続領域の連携に関する協定」を締結しており、相続に関する相談ができます。

【問い合わせ先】福祉まると相談課 ☎0562-45-6219

ユニセフ遺産寄付プログラムの紹介

ユニセフ（国際連合児童基金）は、1946年、第二次世界大戦の影響で苦しむ子どもたちを支援するために設立されました。日本も1949年から約15年間、脱脂粉乳や医薬品の提供などユニセフから支援を受けた歴史があります。現在は世界約190の国と地域で、子どもたちの命と健康、そして権利を守るため、予防接種や教育の普及などの幅広い支援を続けています。

公益財団法人日本ユニセフ協会は、ユニセフ本部との協力協定のもと、日本国内において募金活動、広報活動、政策提言を行っています。

日本ユニセフ協会では、世界の子どもたちを支援する方法のひとつとして、ご遺贈（遺言によるご寄付）をお受けしています。ご遺言を通じてお一人おひとりのご意思を尊重し、皆さまの思いを支援に繋げます。また、不動産のご寄付も受け付けています。なお、2025年4月に同協会の協定地域組織である愛知県ユニセフ協会と「大府市と愛知県ユニセフ協会との連携に関する包括協定」を締結しています。

専門スタッフによるご相談や、無料パンフレットの提供など、サポート体制も整えていますので、ご関心をお持ちの方は、ぜひお問い合わせください。



© UNICEF/UNI692167/Ijazah



©UNICEF/UNI798949/Mahamat

お問い合わせ・資料請求はこちら

公益財団法人日本ユニセフ協会 個人事業部 レガシー相談室

TEL：0120-3610-52 9:00-22:00（年末年始を除く）

Email：legacy@unicef.or.jp ホームページ：www.unicef.or.jp/isan

〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス



遺言書について

☐作成していない ☐作成している（チェック☑を付けてください。）

✿ 遺言書を作成している場合（チェック☑を付けてください。）

種類: ☐自筆証書遺言 ☐公正証書遺言 ☐その他 ()

作成年月日: 年 月 日

保管場所: ☐自宅 ☐公証役場 ☐法務局 ☐その他 ()

大切な想いを、確かに残すために

自筆証書遺言書の 保管制度をご存じですか？

ご自身の財産や想いを大切な人に確実に託すために、自筆証書遺言書を作成する方が増えています。その自筆証書遺言書を法務局が保管する制度が、「自筆証書遺言書保管制度」です。



自筆証書遺言書保管制度とは

ご自身で作成した遺言書を、法務局（遺言書保管所）が、保管する制度です。遺言書の紛失や改ざんを防ぎ、ご自身の思いを確実にご家族や大切な方へつなぐことができます。



遺言書を作成
(自筆で作成)



法務局に預ける
(保管の申請)
※予約制です



法務局で
原本及び画像
データを保管



相続人等が
遺言書の証明書
を取得する

この制度のメリット

① 遺言書の紛失・改ざんを防止



法務局で大切に保管されるので安心です。

② 家庭裁判所の検認が不要



相続開始後の手続きがスムーズになります。

③ 遺言書の存在を証明できる



遺言書の内容の証明書を
取得することができます。

④ 相続人等への通知サービス



相続人等に遺言書を保管していることをお知らせすることができます。

詳しくは名古屋法務局半田支局へお問い合わせください
TEL 0569-21-1095(代)



大切なひとへのメッセージ

優先度



さんへ

記入日 年 月 日

さんへ

記入日 年 月 日

さんへ

記入日 年 月 日

さんへ

記入日 年 月 日

さんへ

記入日 年 月 日

さんへ

記入日 年 月 日

問い合わせ先一覧

※「さくらノート」については、福祉まると相談課へお問い合わせください。

内 容	問い合わせ先	電話番号
各種相談	福祉まると相談課	0562-45-6219
高齢者相談（JR西側）	高齢者相談支援センター	0562-45-5455
高齢者相談（JR東側）	高齢者相談支援センター東分室	0562-48-1051
障がいに関する相談	障がい者相談支援センター	0562-48-3011
成年後見制度	大府市成年後見センター	0562-38-5338
介護保険・高齢者福祉	高齢障がい支援課	0562-45-6289
障がい者福祉	高齢障がい支援課	0562-85-3558
国民健康保険	保険医療課	0562-45-6330
後期高齢者医療	保険医療課	0562-45-6230
空き家に関する相談	都市政策課	0562-45-6221
年金相談	ねんきんダイヤル	0570-05-1165
半田年金事務所お客様相談室	日本年金機構半田年金事務所	0569-21-2375

※掲載している名称、電話番号、窓口時間は、予告なく変更となる場合がございます。

大府市公式ウェブサイト

検索

※「さくらノート」で検索してください。

